

マイナンバー（個人番号）の記載が必要です!!

個人市民税・県民税（住民税）の申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、「番号確認（正しい番号であることの確認）」及び「本人確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）」のため、次の書類を添付又は提示（郵送での提出の場合は写しを添付）してください。

番号確認	本人（代理人）確認	代理権の確認
▼ マイナンバーカード	▼ マイナンバーカード	▼ 委任状（写し不可）
▼ 個人番号通知カード	▼ 運転免許証	▼ 税務代理権限証書
▼ 住民票（※）	▼ 運転経歴証明書	▼ 本人しか持ちえない書類
▼ 住民票記載事項証明書（※）	▼ パスポート	【例】
※ 個人番号の記載あり	▼ 在留カード	・ 健康保険証
	▼ 身体障害者手帳等各種手帳	・ 社員証
	▼ 健康保険証	・ 納税通知書
	▼ 社員証	・ 納税証明書
	▼ 納税通知書	・ あらかじめ氏名・住所等
	▼ 納税証明書	が印字された申告書
	▼ 住民票	
	▼ 住民票記載事項証明書	
	等々	

注1）本人（代理人）及び代理権の確認書類は、上記記載以外でも可能なものもあります。

ご不明な場合は、お電話又は窓口にてお問い合わせください。

注2）代理人が申告書を提出する場合は、代理人の本人確認及び代理権の確認（同世帯のご家族の場合は不要）のため、上記書類の添付又は提示（郵送での提出の場合は写しを添付）が必要です。